

## 千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第一条 知事は、私立高等学校等の生徒に係る授業料負担の軽減を図るため、千葉県内に私立高等学校等を設置している者（以下「設置者」という。）が当該私立高等学校等について行う授業料減免事業（以下「事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で、千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該設置者に対し補助金を交付する。

### (定義)

- 第一条の二 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 私立高等学校等 私立の高等学校及び私立の中等教育学校の後期課程並びに私立の専修学校の高等課程（准看護師の養成を目的とするものを除く。）をいう。
  - 二 生徒 私立高等学校等に在学している者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
    - イ 二以上の私立高等学校等に在学している者であつて、一の私立高等学校等の授業料について授業料減免事業補助制度（設置者が行う授業料の減免事業に要する経費について補助金を交付する制度その他これに類する制度をいう。以下同じ。）に基づき減免を受けているもの
    - ロ 国又は他の地方公共団体が実施する授業料減免事業補助制度に基づき授業料の減免を受けている者
    - ハ 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の専門課程、短期大学又は大学を卒業している者
  - 三 保護者等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者（生徒が通信制の課程に在学している場合にあつては、県内に住所を有する者に限る。）をいう。
    - イ 生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長その他の知事が別に定める者を除く。以下この号において同じ。）がいる場合 当該保護者
    - ロ 生徒に保護者がいない場合 当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）
  - 四 道府県民税所得割 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する就学支援金が支給される月の属する年度分の地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法第五十条の二の規定によつて課する所得割を除く。）をいう。
  - 五 市町村民税所得割（前号の就学支援金が支給される月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）をいう。

### (補助事業)

- 第二条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保護者等が次の各号のいずれかに該当する者であつて当該保護者等が授業料の納入について困難な状態にあるものと認められる場合において、設置者が当該保護者等に対して授業料の全部又は一部を免除する事業とする。
- 一 生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）第六条に規定する被保護者
  - 二 道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額（保護者等が二人以上いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額。次号において同じ。）が、知事が別に定める金額未満である者（前号に掲げる者を除く。）
  - 三 道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が、知事が別に定める金額以下である者（前各号に掲げる者を除く。）
  - 四 住家等の建物、土地、家財その他の物件に知事が別に定める災害を受けた者
  - 五 その他生活が著しく困窮していると知事が認める者

(経費及び補助額)

第三条 補助事業の経費は、授業料の月額（単位制の授業料にあつては、その年度における授業料の合計額を履修した月数で除して得た額。以下同じ。）の全部又は一部に相当する額を免除する事業に要する経費とする。

2 補助事業の補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合算して得た額の十分の十以内の額とする。

一 保護者等が前条第一号又は第二号のいずれかに該当する場合 前項の事業により免除した授業料の月額（以下この号において「免除月額」という。）から高等学校等就学支援金の支給に関する法律第五条の規定により生徒に対して支給される就学支援金若しくは公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例により生徒に対して支給される就学支援金の額に相当する額（その額が免除月額を超える場合には、当該免除月額に相当する額）又は知事が別に定める額を控除した額

二 保護者等が前条第三号から第五号までのいずれかに該当する場合 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

イ 前号の規定により算定した額

ロ 授業料の月額の三分の二に相当する額（以下この号において「三分の二相当額」という。）から高等学校等就学支援金の支給に関する法律第五条の規定により生徒に対して支給される就学支援金若しくは公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例により生徒に対して支給される就学支援金の額に相当する額（その額が三分の二相当額を超える場合には、当該三分の二相当額）又は知事が別に定める額を控除した額

(申請)

第四条 規則第三条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、別に知事が定める期日までに私立高等学校等授業料減免事業補助金交付申請書（別記第一号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第五条 規則第五条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更するときは、知事の承認を受けること。

二 補助事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けること。

三 補助事業が予定の期間に完了せず、又は補助事業の遂行が困難となつたときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。

(承認申請)

第六条 前条の規定による知事の承認を受けようとするときは、私立高等学校等授業料減免事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第七条 規則第十二条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して二十日を経過した日又は当該補助事業に係る年度の終了日から起算して十日を経過した日のいずれか早い日までに、私立高等学校等授業料減免事業実績報告書（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

(請求)

第八条 規則第十五条の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、私立高等学校等授業料減免事業補助金交付請求書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第九条 規則第十六条第二項の規定により概算払による補助金の交付の請求をしようとするときは、私立高等学校等授業料減免事業補助金概算払交付請求書(別記第五号様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、昭和五十一年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(昭和五十二年六月三日告示第三百七十六号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱の規定は、昭和五十二年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(昭和五十三年四月一日告示第三百二十六号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(昭和六十年七月十九日告示第七百七号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱の規定は、昭和六十年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成十四年三月十五日告示第四百四十二号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱の規定は、平成十三年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成十九年三月二十三日告示第三百四十二号)

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成十八年度分の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱の規定により補助の対象となった事業であって、私立高等学校の通信制の課程に在学する生徒の保護者又は成年に達した私立高等学校の通信制の課程に在学する生徒のうち県内に住所を有しない者に対して授業料の全部又は一部の免除をするものにより免除を受けた者に対して平成十八年四月一日以後(当該免除に係る生徒が引き続き当該私立高等学校の通信制の課程に在学する間に限る。)の授業料の全部又は一部を免除する事業(当該免除を受けた者が改正後の要綱第二条に規定する場合に該当することにより免除するものに限る。)については、当該免除を受けた者を改正後の要綱第二条に規定する保護者等とみなして、改正後の要綱の規定を適用する。

附 則(平成二十年六月二十日告示第五百五十七号)

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱の規定は、平成二十年度分の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、改正前の千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二十二年六月二十九日告示第五百六号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱の規定は、平成二十二年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成二十二年十月二十九日告示第七百五十号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱の規定は、平成二十二年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成二十五年三月二十二日告示第五百五十一号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱の規定は、平成二十四年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成二十七年三月二十日告示第二百四十四号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱の規定は、平成二十六年度分の予算に係る補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行前に、改正前の千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三十年七月十七日告示第三百十一号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱の規定は、平成三十年度分の予算に係る補助金から適用する。